② 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

別紙様式第十六号の十七第５少額短期保険株式会社の表及び少額短期保険相互会社の表記載上の注意１中(6)を(5)とする。

別紙様式第十六号の十七第９の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第９の表記載上の注意４中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意６の次に次のように加える。

７ 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十七第10の表中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第10の表記載上の注意４中「前事業年度末残高」を「当事業年度期首残高」に改め、同記載上の注意５の次に次のように加える。

６ 遡及適用又は修正再表示を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。

別紙様式第十六号の十八第１の２［少額短期保険業者の状況について記載する場合］の表記載上の注意４を次のように改める。

４ 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十八第１の２［少額短期保険業者の状況について記載する場合］の表記載上の注意５を６とし、同記載上の注意４の次に次のように加える。

５ １株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

別紙様式第十六号の十八第１の２［企業集団の状況について記載する場合］イの表中「前中間会計期間末」を「前中間連結会計期間末」に、「当中間会計期間末」を「当中間連結会計期間末」に、「連結当期純利益」を「連結当期純利益又は連結包括利益」に改め、同様式第１の２［企業集団の状況について記載する場合］イの表記載上の注意５を次のように改める。

５ 前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十八第１の２［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意４を次のように改める。

４ 前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十六号の十八第１の２［企業集団の状況について記載する場合］ロの表記載上の注意５を６とし、同記載上の注意４の次に次のように加える。

５ １株当たり中間（当期）純利益（又は中間（当期）純損失）は、当中間会計期間又は中間貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨を欄外に注記し、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。

別紙様式第十六号の十八第１の７(3)の表記載上の注意１を次のように改める。

１ 持株数の多い順に10名以上を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、株式会社が２以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名以上を併せて記載すること。

別紙様式第十六号の十八第２少額短期保険株式会社の表記載上の注意１(3)を次のように改める。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十六号の十八第２少額短期保険相互会社の表記載上の注意１(3)を次のように改める。

(3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）